

弁護士等に対する後見開始の審判，保佐開始の審判及び破産手続開始の決定が確定した場合の報告について

平成5年4月9日総一第121号高等裁判所長官
，地方，家庭裁判所長あて総務局長通達

改正 平成12年1月18日総一第8号
平成16年11月26日総一第000102号

標記の報告について，日本弁護士連合会からの依頼に基づき，下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

弁護士，外国法事務弁護士又は沖縄弁護士（沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（昭和45年法律第33号）第7条によって資格を付与された者）に次に掲げる事由が生じたときは，裁判書の写しを添えて（上訴審において裁判が確定したときは，原審の裁判書の写しも添付する。），その旨を速やかに報告する。

- 1 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受け，その裁判が確定したとき。
- 2 破産手続開始の決定を受け，その裁判が確定したとき。